

## 住宅用家屋証明申請に添付する書類

所有権保存登記(72条の2)(74条)(74条の2)

第41条 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅以外	<共通事項>
<p><b>(a)新築されたもの</b></p> <p>①下記のABCいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A.建築確認済証と検査済証</li> <li>B.建物表題登記申請書(登記受領証)と登記完了証 ※電子申請の場合は登記完了証のみで受付可能</li> <li>C.登記(全部)事項証明書</li> </ul> <p>②住民票</p> <p><b>(b)建築後使用されたことのないもの</b></p> <p>①下記のABCいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A.建築確認済証と検査済証</li> <li>B.建物表題登記申請書(登記受領証)と登記完了証 ※電子申請の場合は登記完了証のみで受付可能</li> <li>C.登記(全部)事項証明書</li> </ul> <p>②住民票</p> <p>③売買契約書、売渡証書(譲渡証明書)、登記原因証明情報のいずれか</p> <p>④家屋未使用証明書</p>	<p><b>【未入居の場合】</b></p> <p>・申立書(入居見込確認書)</p> <p>以下の書類を添付すること</p> <p>・現在の住民票 (単身赴任等で家族が先に入居している場合は家族の住民票も必要)</p> <p>・現住家屋が自己の所有ではないことが分かる書類 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売却する場合 ⇒売買契約(予約)書</li> <li>賃貸する場合 ⇒賃貸借契約(予約)書</li> <li>借家・社宅・寄宿舍等の場合 ⇒家主からの使用許可証</li> <li>⇒賃貸借契約書</li> <li>⇒公営住宅・官舎等が記載されている住民票の写し</li> </ul>
第41条 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅	<共通事項>
<p><b>(c)(e)新築されたもの</b></p> <p>①下記のABCいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A.建築確認済証と検査済証</li> <li>B.建物表題登記申請書(登記受領証)と登記完了証 ※電子申請の場合は登記完了証のみで受付可能</li> <li>C.登記(全部)事項証明書</li> </ul> <p>②住民票</p> <p>③認定申請書と認定通知書 (変更の認定を受けた場合は変更認定申請書と変更認定通知書)</p> <p><b>(d)(f)建築後使用されたことのないもの</b></p> <p>①下記のABCいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A.建築確認済証と検査済証</li> <li>B.建物表題登記申請書(登記受領証)と登記完了証 ※電子申請の場合は完了証のみで受付可能</li> <li>C.登記(全部)事項証明書</li> </ul> <p>②住民票</p> <p>③売買契約書、売渡証書(譲渡証明書)、登記原因証明情報のいずれか</p> <p>④家屋未使用証明書</p> <p>⑤認定申請書と認定通知書 (変更の認定を受けた場合は変更認定申請書と変更認定通知書)</p>	<p><b>【併用住宅の場合】</b></p> <p>・建物図面求積図</p> <p>・見取図 (居宅部分が90%を超えていること)</p> <p><b>【区分建物の場合】</b></p> <p>構造が下記のいずれかの耐火・準耐火建築物であること</p> <p>石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造</p> <p>上記以外の構造(木造等)の場合</p> <p>下記のいずれか、耐火性能が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認済証(及び検査済証)</li> <li>・設計図書</li> <li>・建築士の証明書 等</li> </ul> <p>○低層集合住宅の場合 低層集合住宅に該当する旨の認定書</p>

所有権移転登記(73条)(74条)(74条の2)(74条の3)

第41条 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅以外 -保存登記済の未使用家屋取得-	<共通事項>
(b)建築後使用されたことのないもの ①登記(全部)事項証明書 ②住民票 ③売買契約書、売渡証書、登記原因情報のいずれか ④家屋未使用証明書	【未入居の場合】 前頁と同じ
第41条 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅 -保存登記済の未使用家屋取得-	【併用住宅の場合】 前頁と同じ
(d)(f)建築後使用されたことのないもの ①登記(全部)事項証明書 ②住民票 ③売買契約書、売渡証書、登記原因証明情報のいずれか ④家屋未使用証明書 ⑤認定申請書と認定通知書 (変更の認定を受けた場合は変更認定申請書と変更認定通知書)	【区分建物の場合】 前頁と同じ

所有権移転登記(73条)(74条)(74条の2)(74条の3)

第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの	<共通事項>
(b)売買されたもの ①登記(全部)事項証明書 ②住民票 ③売買契約書、売渡証書、登記原因証明情報のいずれか	【未入居の場合】 前頁と同じ
(b)競売により取得したもの ①登記(全部)事項証明書 ②住民票 ③代金納付期限通知書等	【併用住宅の場合】 前頁と同じ
(a)第42条2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物 取引業者から取得したもの ①登記(全部)事項証明書 ②住民票 ③以下のABCいずれか (建物の売買価格及び売主が宅地建物取引業者であるものが確認出来るものに限る) A.売買契約書 B.売渡証書(競落の場合は、代金納付期限通知書) C.登記原因証明情報 ④増改築等工事証明書 ⑤既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを 証する書類(保険付保証書) (50万円を超える給水管、排水管または雨水の侵入を防止する 部分に係る工事を行い、瑕疵を担保する保険に加入している場合)	【区分建物の場合】 前頁と同じ
	【昭和56年12月31日以前に 建築された家屋の場合】 ・耐震基準適合証明書 ・住宅性能評価書 ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険 (保険付保証書)等

<p>抵当権設定登記(75条)</p> <p>住宅用家屋証明申請に必要な書類に加えて、下記の書類が必要</p> <p>◇抵当権設定契約書、金銭消費貸借契約書、抵当権設定登記原因証明情報 等</p>
--